

遺言書の必要な10のケース

「遺言はいらない」と思っていますか？「うちは仲がいいから」「財産が多くないから」といった理由を話す人に詳しく聞くと、遺言が必要なことは少なくありません。「遺言は必要だけど、そのうち」と思いつつ、突然、万一の時が来てしまうこともあります。今回の「基礎からわかる」は、本人にとっても、家族にとっても大切な遺言です。



基礎からわかる遺言

遺言書は、自分の財産の使い方についての意思表示です。自分の分身となって家族を導いてくれます。遺言書がないと、家族は気が重く骨の折れる遺産分割をしなければなりません。これは財産の大きさや家族仲にかかわらず。様々なケースで遺言書はあった方がいいものです。まとめて言うと、遺産を法律で定められた割合(法定相続分)で分けにくい時、分けられない方がいい時、家族に遺産分割の負担をかけたくない時、相続人ではない人に財産を渡したい時は、遺言書が必要です。主要な10

の例を右の表にまとめました。具体的には▽配偶者が住み続けたいと願っている不動産が財産の大半を占めている▽贈与を受けている人がいる▽事業を引き継ぐ人に事業の基礎となる資産を渡したい▽認知症の人がいて遺産分割協議ができない▽子供がおらず配偶者に全財産を渡したい▽面倒をみてくれた嫁や親族に財産を贈りたい—などのケースがあります。遺言書が不要なのは、相続人が1人の場合や、法定相続分通りに簡単に分けることができる場合などに限られます。

遺言書が必要な場合

- 1 法定相続分通りの遺産分割が難しい、または、望ましくない
- 2 相続手続きの負担を減らしたい
- 3 相続人以外の人(長男の嫁、孫など)に財産を分けたい
- 4 事業・農業を継続させたい
- 5 配偶者が認知症になっている
- 6 夫婦の間に子供がいない
- 7 前の配偶者との間に子供がいる
- 8 海外に相続人が住んでいる
- 9 家族仲が悪いまたは疎遠
- 10 相続人がまったくいない

法的効力をもつ遺言事項は法律で決まっています。相続分・遺言執行者の指定、遺贈・廃除、特別受益の持ち戻し免除などです。遺言書では、財産については「だれに」「なにを」「どれだけ」相続させるかを指定します。「長女に3分の

リスクあるが費用いらず

自筆証書遺言

- 遺言書の全文・日付を自分で書く
- 署名してハンコを押す
- 財産目録は印字してもよい

自筆で全文を書く遺言書の方式です。代筆してもらったり、パソコンで打ったりしたものは無効です。遺言書に添付する財産目録はパソコンで打ってもかまいません。各ページに署名・押印します。自筆証書遺言のメリット

作成の流れ

- ①財産に関する資料を集める 固定資産税納税通知書、通帳、車検証など財産に関する資料を収集します。財産を一覧表にすると、遺言を書きやすくなりますし、相続人も助かります。
- ②相続人、受遺者、遺言執行者の資料を集める 自分の法定相続人を確認

自筆証書遺言の特徴

- 手間も費用もかからない
- 内容をほかの人に知られることがない
- 形式不備で無効となるリスクがある
- 紛失・変造・隠匿などの恐れがある
- 家庭裁判所の検認が必要

所、生年月日などを確認できる書類を収集します。③文案を作る 自筆証書遺言の書き方にはルールがありますが、書式は決まっています。財産の分け方を順番に書いていき、最後に、日付と自分の名前、住所(印鑑証明書通り)、生年月日を書きます。不動産は登記事項証明書通りの所在、地番、家屋番号などを、預貯金は、銀行名、支店名、種別、口座番号などを記載します。相続人は続柄、生年月日を記載します。親族以外の受遺者については住所・生年月日、遺言執行者は住所、

生年月日、職業を記します。④清書する 文案を清書します。紙やペンについては定めがありません。破損しにくい紙、消えにくいペンを選びましょう。間違えたら、書き直すことをお勧めします。訂正には細かい規則があり、間違えると無効になります。署名の横に押す印鑑は認印でも法的には有効ですが、遺言書の証明力を高めるために実印を押して印鑑証明書をつけた方がいいでしょう。遺言書を入れる封筒の表面には、「遺言書在中」と書き、裏には、遺言書と同じ日付、氏名などを書き、遺言書と同じ印で封印します。このほか、検認についての説明を書く場合が多いです。⑤保管する 同居している他の人があまり手をつけないところに保管します。金庫、自室の机やタンスの引き出しなどです。保管場所は、遺言執行者や信頼できる相続人などに伝えておきます。伝えておかないと、発見されないことがあります。

裏面に続く

遺言書には何を書くの？

1、長男に3分の1といった割合の指定もできます。遺言執行者は遺言の内容を實現する人です。遺贈とは相続人以外の人などに財産を譲ることです。廃除は相続する権利をなく奪う手続です。持ち戻し免除は、贈与や遺贈分を相続財産に加算しないことです。葬儀の方法や配偶者の扶養などは、遺言の最後の「付言」に記載します。これには法的効力はありません。特定の相続人に遺産を多く与える理由を記し、遺留分を請求しないよう求めることもあります。

自筆証書遺言の弱点補う

自筆証書遺言保管制度

表面から続く

令和2年7月から、自筆証書遺言を書いて持つと、法務局で保管してくれるようになりました。この制度によって▽紛失しやすい▽検認が必要といった自筆証書遺言の難点の一部が解消されました。

保管の申請先は、遺言者の住所地などを管轄する法務局です。遺言者本人が向いて申請しなければなりません。マイナンバーカードなど顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。手数料は3900円です。

様式について、通常の自筆証書遺言に求められないルールが、法務省令で定め

自筆証書遺言保管制度のポイント

法務局が遺言書保管

職員が遺言書の形式をチェック

家庭裁判所の検認不要

相続開始後、遺言書情報証明書を交付

遺言書保管の事実を指定した人に通知

られています。遺言書の用紙はA4、周囲に余白を取らなくてはなりません。スキヤナで読み取るため、ホチキスなどでとじず、封筒に入れないようにします。

法務局では、遺言書の内容に関する質問や相談には一切応じてもらえません。遺言書をチェックしてくれますが、これは民法に定められた自筆証書遺言の形式通りになっているか調べるもので、内容まで審査してくれるわけではありません。

遺言者の生前、相続人は遺言書を見ることはできません。亡くなった後に、法務局で遺言を閲覧したり、写し(遺言書情報証明書)の交付を受けたりすることができます。遺言書情報証明書は、銀行などでの相続手続きで使えます。

亡くなった時に、遺言書が保管されていることを相続人らのうちの1人に通知してもらうこともできます。通知対象者は保管申請時に指定しておきます。

遺言執行者

遺言者に代わって遺言の内容を実現する人を遺言執行者といいます。強い権限をもって、不動産登記、預金の解約などを行います。

遺言執行者には、相続人や専門家などを指定します。指定していないときは、家庭裁判所に選任してもらうことができます。

遺言執行者に就任すると、相続人に遺言の内容を通知し、財産目録を作成して相続人に交付します。そして、遺言内容通りに財産を分配していきます。

遺留分侵害

遺留分は、法律で相続人に保証された最低限の取り分です。遺留分を侵害された相続人は、侵害された額に相当する金銭の支払いを

請求する権利があります。遺留分を侵害する遺言は、家族がもめる元になりますので、できるだけ避けたい方が良いでしょう。

配偶者と子供が相続人の場合は、遺産の2分の1が相続人全体の遺留分になります。これに法定相続分の割合を掛けたものが各相続人の遺留分です。兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺留分を算定する基礎となる財産には、遺贈や相続開始前10年間の贈与などを含まれます。

検認

検認は、遺言書の内容を確認して、偽造・変造を防止する手続きです。内容確認は、家庭裁判所の職員、相続人が立ち合って行います。これは保全手続きですので、遺言書の有効・無効を判断しません。

自分で保管する自筆証書遺言を執行するには、家庭裁判所が発行する「検認済証明書」が必要です。検認を受けずに執行したり、裁判所の外で遺言書を開封したりした場合は5万円以下の過料に処せられます。

遺言の撤回

家族や財産の状況が変化したり、自分の気持ちが変わったりしたとき、遺言書はいつでも撤回できます。

新しい遺言書を作り「〇日付の遺言を全部撤回する」と書き、改めて遺言します。公正証書遺言を自筆証書遺言で、自筆証書遺言を公正証書遺言で撤回することもできます。

自筆証書遺言なら、破って捨ててしまえば撤回したことになります。公正証書遺言は、手元にある正本を破棄しても、原本が公正証書場に保管されているので、撤回したことになりません。上記のように、新たな遺言書を作るか、公正証書場で撤回の申述をします。

費用はかかるが安全・確実

公正証書遺言



令和5年第123号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者榎原花子の囑託により、後記証人2名の立ち会いの下に、遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、遺言者の長男榎原太郎(昭和40年7月1日生)に相続させる。

(1)不動産

ア 土地

所在 榎原市〇〇町1丁目

地番 10番1

地目 宅地

公正証書遺言作成の流れ

遺言書の内容を考える

公証役場に連絡

メモや資料提出

公証人が遺言書案

遺言書案の修正

公証役場で署名押印

一般的な作成の流れとしては、まず、遺言したい内容をメモ書きにします。

メモには、どんな財産を持っているのか、だれに・何を・どのような割合であげたいのか記します。

次に公証役場に連絡し遺言書の作成を依頼します。そして、公証役場を訪問して遺言したい内容を公証人に伝え、必要な資料を渡します。郵便やメールで送ることもできます。

必要資料としては、不動

公正証書遺言の特徴

証拠力が高い

公証役場に保管され隠匿、変造の恐れがない

署名以外は自書不要

家庭裁判所の検認不要

費用がかかる

証人2人の立ち会い必要

産の登記事項証明書、預貯金の通帳のコピー、印鑑登録証明書などがあります。

これらを基に公証人が遺言書案を作ってくれますので、直してほしい所があれば修正を要請します。案が確定したら、日時を決めて、公証役場を訪れるなどし、証人とともに署名押印し遺言公正証書が完成です。

原本のほかに正本と謄本が作られ、正本・謄本は遺言者に渡されます。正本は、相続手続きに使えますので遺言執行者が保管し、謄本を遺言者が保管するといいでしょ。

身近で気軽な相談所

TEL 0744-38-9344

相続

遺言

後見

のことなら 行政書士中園事務所

〒634-0005 榎原市北八木町1丁目6-12-202

近鉄大和八木駅徒歩3分



メールでのお問い合わせなどはこちらへ